

<個人・医療法人>

A41 事業の用に供している構築物、建物付属設備、医療機器、器具備品等の資産を償却資産といい、診療所や医療法人がこれらの資産を所有している場合は、土地建物の固定資産税と同様に償却資産税として課税されます。ただし、薬剤などの棚卸資産、骨董品などの減価償却しない資産、自動車や無形固定資産税（のれん代など）を除きます。

毎年1月1日現在で、償却資産を所有している場合には、その1月31日までに所在地の市役所・区役所等に償却資産の申告をしなければなりません。